

1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

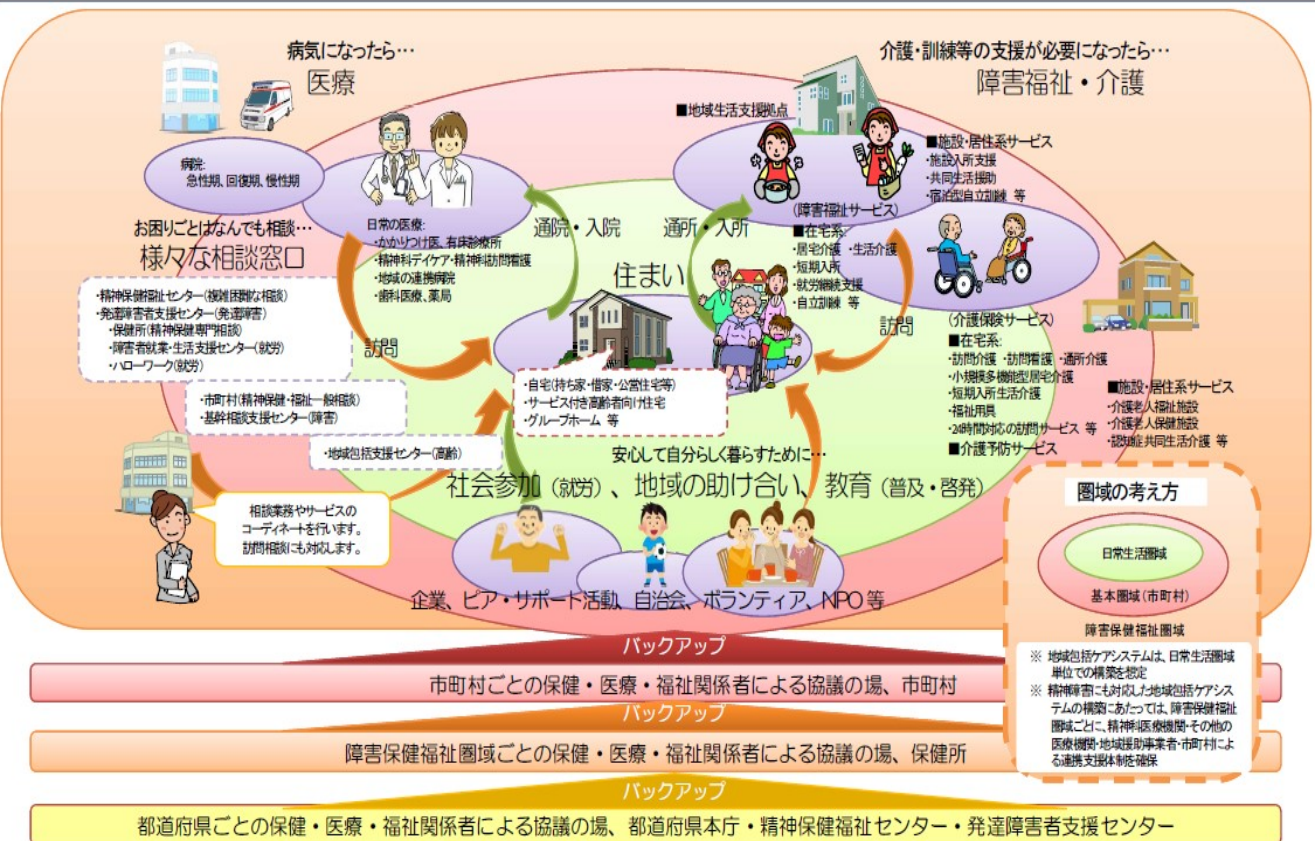
(1) 基本的な考え方

わが国の地域精神保健医療福祉については、平成16年9月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心」という理念を明確にし、様々な施策を行ってきた。

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であるという状況の中、平成29年2月「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進めるために、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築することが適当とされた。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

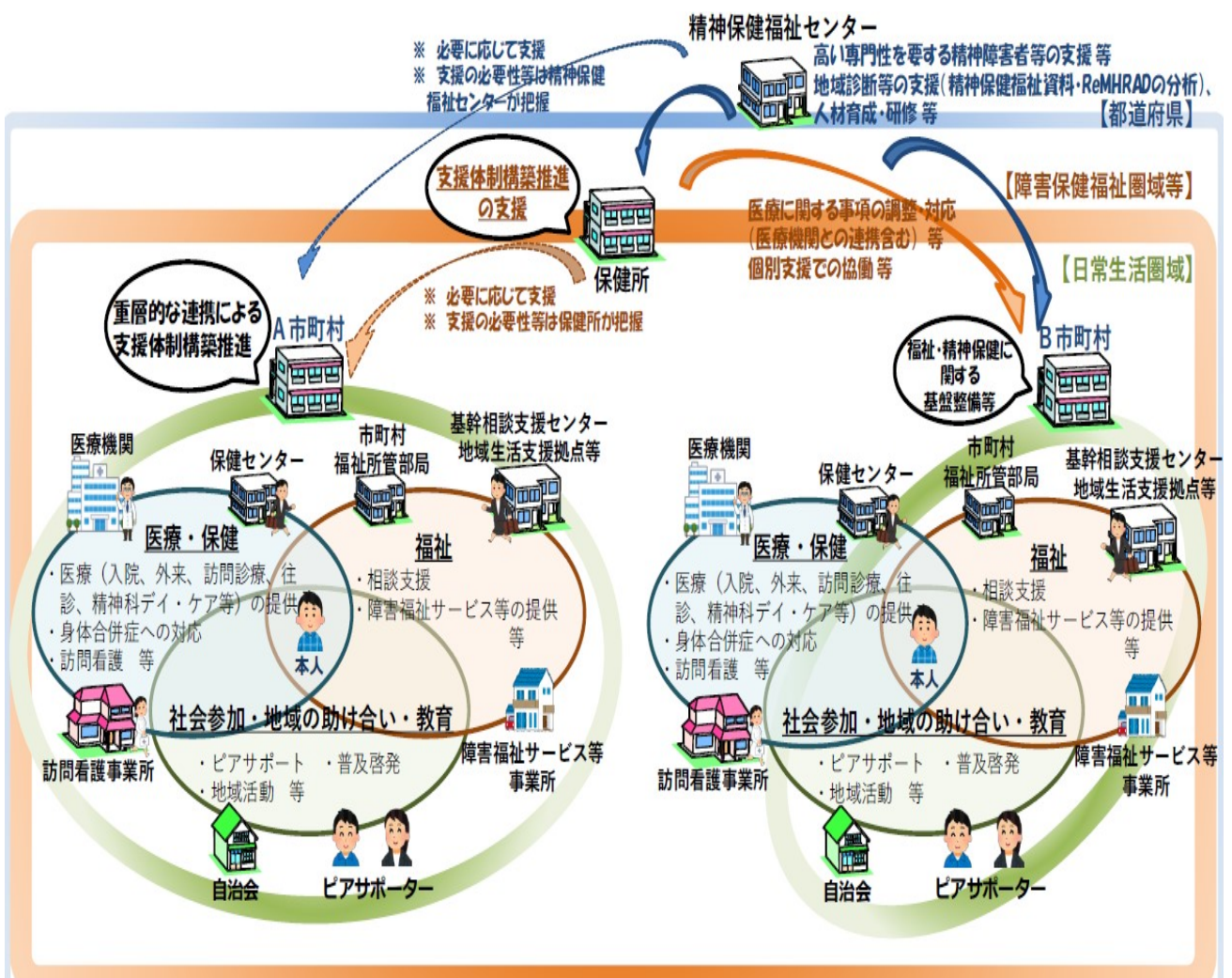
- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る各機関の役割

- * 構築に際しては、精神障害者や精神保健上の課題を抱えた者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。
- * また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る各機関の役割の整理



(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構成する要素

① 地域精神保健及び障害福祉

- * 市町村においては、福祉だけではなく、精神保健も含めた相談指導等に取り組むよう環境整備を行う。
- * 長期在院者への支援について、市町村が精神科病院との連携を前提に、病院を訪問し利用可能な制度や障害福祉サービス等に関する説明および支援等を行う。

② 精神医療の提供体制

- * 精神科医療機関では、平時の対応を行うための「かかりつけ精神科医」機能等の充実を図る。
- * 精神科医療機関は精神障害を有する方が危機等の状況に陥った際にどのように対応して欲しいかを十分に把握のうえ、時間外診療や往診等を含め可能な限りの対応を充実する。

③ 住まいの確保と居住支援

- * 生活全体を支援するという考えである「居住支援」の観点を持つ必要がある。
- * 入居者、賃貸住宅の貸主、不動産業者の安心を確保していくことが求められ、そのために協議の場や居住支援協議会を通じた居住支援関係者との連携強化が必要である。

④ つながりのある地域づくりと社会参加の推進

- * 社会的な孤立を予防するため、地域で孤立しないよう伴走し、支援することや助言等を行うことができる支援体制を構築する。
- * 精神障害を有する方と地域住民との交流の促進や、地域で「はたらく」ことの支援を行う。

⑤ 当事者・ピアサポート

- * ピアサポーターによる精神障害を有する方等への支援の充実を図る。
- * 市町村等はピアサポーターや精神障害を有する方の、協議の場への参画を推進。

⑥ 精神障害を有する方等の家族

- * 精神障害を有する方等の家族にとって、必要な時に適切な支援を受けられる体制を整備する。
- * 市町村等は協議の場に家族の参画を推進し、わかりやすい相談窓口の設置等の取組の推進。

⑦ 人材育成

- * 「本人の困りごと等」への相談指導等や伴走し、支援を行うことができる人材および地域課題の解決に向けて、関係者との連携を担う人材の育成と確保が必要。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（地域生活支援促進事業）

- * 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市。

【事業内容】

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業